

議案第 45 号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市国民健康保険条例（昭和 34 年小田原市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 2 第 1 項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第 19 条の 2 の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和 7 年 2 月 28 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

国民健康保険法施行令が一部改正され、所得の少ない世帯に対する保険料の軽減措置が拡大されることに伴い、本市の保険料についてこれに応じた措置を講ずるため提案するものであります。